証券コード　8030
平成28年６月14日

株　主　各　位

東京都中央区築地５丁目２番１号
中央魚類株式会社
代表取締役会長　伊　藤　裕　康

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼を申しあげます。

このたびの熊本地震により被災された皆様には心よりお見舞い申しあげますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に、各議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都中央区晴海四丁目７番28号
ホテルマリナーズコート東京（４階）白鳳

３．目的事項

報告事項
1. 第69期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第69期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役10名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.marunaka-net.co.jp/）のインフォメーションに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、業績に対応した期末配当を行うことを基本方針としつつ、営業基盤の強化や財務の健全性あるいは今後の事業展開への備えなどを総合的に勘案し、安定した配当の継続に意を用いております。

当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類　　金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき　金６円

配当総額　　金239,732,934円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月30日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

築地市場が豊洲市場へ移転するため、現行定款第３条の本店の所在地を東京都中央区から東京都江東区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、平成28年10月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（本店の所在地） 第３条　当会社は本店を東京都中央区に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は本店を東京都江東区に置く。
（新　設）	附則 第３条（本店の所在地）の変更は、平成28年10月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

第３号議案　取締役10名選任の件

取締役10名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	伊藤裕康（いとうひろやす） (昭和９年10月15日生)	昭和34年３月　当社入社 昭和52年６月　当社取締役 平成元年６月　当社常務取締役 平成７年６月　当社専務取締役 平成９年６月　当社代表取締役社長 平成22年６月　当社代表取締役会長(CEO)、会長執行役員(現) ＜重要な兼職の状況＞ ・一般社団法人 全国水産卸協会会長	812,340株
2	大滝義彦（おおたきよしひこ） (昭和18年２月21日生)	昭和41年４月　当社入社 平成12年６月　当社取締役 平成14年６月　当社常務取締役 平成16年11月　当社専務取締役 平成19年６月　当社取締役副社長 平成22年６月　当社代表取締役社長(COO)、社長執行役員(現)	42,000株
3	小川征英（おがわゆきひで） (昭和18年12月18日生)	昭和37年４月　株式会社ニチレイ入社 平成９年４月　同社本社水産部部長 平成18年５月　船橋中央魚類株式会社 代表取締役社長 平成19年６月　当社取締役 平成20年６月　当社常務取締役 平成22年６月　当社取締役、専務執行役員 平成23年５月　船橋中央魚類株式会社 代表取締役社長 平成24年６月　当社取締役副社長、副社長執行役員、営業本部本部長 平成27年１月　当社代表取締役副社長、副社長執行役員、営業本部本部長 平成27年６月　当社代表取締役副社長、副社長執行役員(現)	17,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	伊藤晴彦（いとうはるひこ） (昭和42年３月17日生)	平成２年４月　株式会社ニチレイ入社 平成12年４月　当社入社 平成20年４月　株式会社ホウスイ 取締役 平成20年６月　当社取締役開発部担当 平成25年４月　恵光水産株式会社 代表取締役社長 平成25年５月　株式会社水産流通 代表取締役社長 平成25年６月　株式会社ホウスイ 取締役専務執行役員 平成27年６月　当社常務取締役、常務執行役員、関連事業部担当(現)	63,993株
5	松本孝志（まつもとたかし） (昭和30年６月６日生)	昭和49年４月　当社入社 平成20年７月　当社鮮魚部ゼネラルマネージャー 平成21年４月　当社鮮魚部部長 平成22年６月　当社執行役員、鮮魚部部長 平成24年６月　当社取締役、執行役員、鮮魚部部長 平成27年６月　当社取締役、執行役員、営業本部本部長 兼 鮮魚部部長 平成28年４月　当社常務取締役、常務執行役員、営業本部本部長 平成28年５月　当社常務取締役、常務執行役員、営業本部本部長 兼 鮮魚部部長(現)	5,000株
6	鎌倉照敏（かまくらてるとし） (昭和27年９月２日生)	昭和51年４月　当社入社 平成21年４月　当社計算部部長 平成23年６月　当社執行役員塩干部部長 平成24年３月　船橋魚市株式会社 代表取締役社長 平成27年６月　当社取締役、執行役員、管理部門統括 兼 計算部部長 兼 新市場準備室室長(現)	24,000株
7	伊妻正博（いづままさひろ） (昭和27年２月４日生)	昭和50年４月　当社入社 平成16年12月　当社経理部ゼネラルマネージャー 平成20年６月　当社取締役経理部ゼネラルマネージャー 平成21年４月　当社取締役経理部部長 平成22年６月　当社執行役員、経理部部長 平成24年６月　当社取締役、執行役員、経理部部長 平成25年６月　当社取締役、執行役員、経理部部長兼計算部部長 平成27年６月　当社取締役、執行役員、経理部部長(現)	10,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	島脇義知（しまわきよしとも） （昭和31年１月18日生）	昭和53年４月　当社入社 平成14年４月　当社特種部特種第二課マネージャー 平成20年７月　当社特種部ゼネラルマネージャー 平成23年６月　当社執行役員、特種部部長 平成26年６月　当社取締役、執行役員、特種部部長（現）	101,000株
9	大須賀幸夫（おおすがゆきお） （昭和31年７月20日生）	昭和54年４月　三洋食品株式会社入社 昭和56年６月　東海貿易株式会社入社 昭和62年６月　ユアサフナショク株式会社入社 平成元年９月　当社入社 平成19年８月　当社冷凍部冷凍第一課マネージャー 平成24年６月　当社執行役員、冷凍部部長 平成26年６月　当社取締役、執行役員、冷凍部部長（現）	2,000株
10	細見典男（ほそみのりお） （昭和25年４月12日生）	昭和48年４月　日本水産株式会社入社 平成15年６月　同社取締役 平成19年６月　同社常務取締役 平成21年６月　同社取締役専務執行役員 平成23年４月　同社代表取締役専務執行役員 平成24年６月　同社代表取締役社長執行役員（現） 平成26年６月　当社取締役（現） ＜重要な兼職の状況＞ ・日本水産株式会社　代表取締役社長執行役員 （日本水産株式会社と当社との間には営業上の取引があります。）	－株

（注）１．当社と営業上の取引がある取引先の代表者である細見典男氏を除き、各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

２．細見典男氏は社外取締役候補者であります。細見典男氏は経済界や水産業界における豊かな経験と幅広い識見により当社経営上有用なご助言をいただけると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、細見典男氏の当社における社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

第４号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 渡辺 亨氏は任期満了により、監査役 尾﨑 健氏は辞任により退任いたしますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	渡辺 亨（わたなべ とおる） (昭和40年６月28日生)	平成12年10月　弁護士登録 平成12年10月　馬車道法律事務所勤務 平成13年６月　当社監査役(現) 平成18年11月　渡辺法律事務所勤務(現)	－株
2	※ 松山 次郎（まつやま じろう） (昭和29年３月30日生)	昭和47年４月　当社入社 平成18年４月　当社大物部ゼネラルマネージャー 平成20年６月　当社取締役大物第一部担当兼 大物第一部ゼネラルマネージャー 平成22年６月　当社執行役員マグロ部部長(現)	31,000株

（注）１.※は新任の監査役候補者であります。
２.候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３.渡辺 亨氏は社外監査役候補者であります。渡辺 亨氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しており、法律に関する専門的見地から適切な監査を遂行しうると判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお、渡辺 亨氏の当社における社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって15年間で、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

以　上

株主総会会場ご案内略図

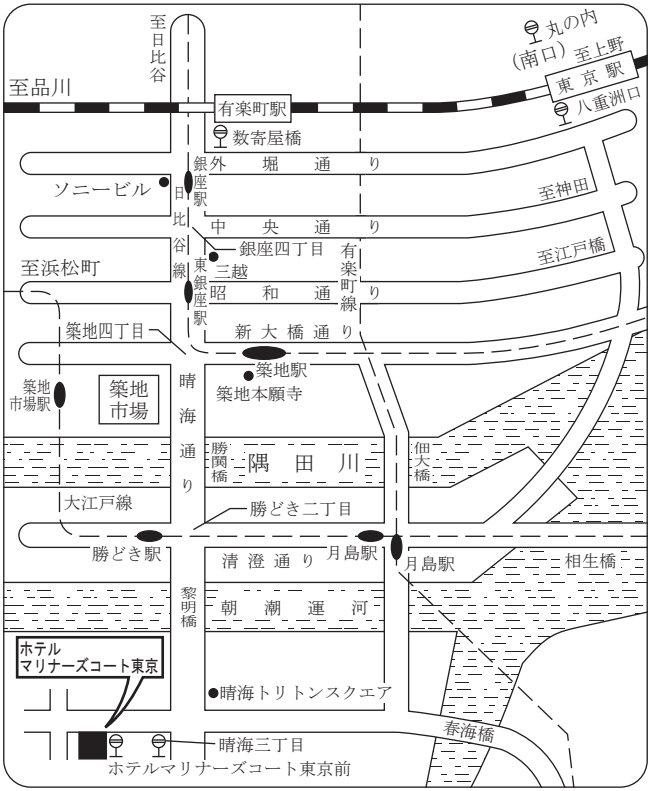

東京都中央区晴海四丁目７番28号
ホテルマリナーズコート東京（４階）白鳳
電話　03(5560)2521

※会場は昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

都営地下鉄	大江戸線　勝どき駅Ａ３出口より	徒歩約15分
都バス	東京駅丸の内南口➡晴海埠頭行 「ホテルマリナーズコート東京前」で下車	徒歩約１分
	数寄屋橋（有楽町マリオン前）➡晴海埠頭行 「ホテルマリナーズコート東京前」で下車	徒歩約１分

※お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申しあげます。

（第69期定時株主総会招集ご通知添付書類）

第 69 期 報 告 書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

事業報告
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査人監査報告
計算書類に係る会計監査人監査報告
監査役会監査報告

中央魚類株式会社

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

1.　企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境に改善が見られましたが、個人消費には停滞感があり、為替相場の変動や原油安などにより先行きの不透明感が次第に強まる状況となりました。また、中国をはじめとした新興国の成長鈍化も引き続き不安要素となっております。

当社グループが主力事業を展開する水産物卸売市場業界は、天然水産資源の減少や気候変動等による漁場や漁期の変化により取扱数量が減少しており、節約志向等による高価格商品の買い控えなどにより、依然として厳しい経営環境となっております。

このような状況のもと、当社グループは、市川流通センター・物流センターの事業が順調に推移したことやリテールサポート事業における新規顧客対策もあり、売上高は198,951百万円(前年同期比0.3%増)となり、集荷販売経費は増加したものの、人件費等の減少により営業利益1,048百万円(前年同期比37.5%増)、経常利益1,290百万円(前年同期比15.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は948百万円(前年同期比76.8%増)となりました。

なお､本年3月に判明した当社連結対象会社の元経理課長による不正行為と不適切な会計処理につきましては過年度（平成26年3月期、平成27年3月期）の決算を修正いたしました。当社といたしましては、今回の事態はグループ会社に対する管理が十分に行われていなかった結果であると真摯に反省し、今後は全グループ会社に対する管理体制を確立し再発防止に努めてまいります。

当社グループの事業部門別の概況は次のとおりであります。

＜水産物卸売事業＞

水産物卸売事業におきましては、輸入鮭鱒や養殖タイ・ハマチは順調な動きとなったものの、マグロ類は売れ行きが鈍化し、冷凍品は銀鮭やエビ、銀鱈が伸び悩み、鮮魚類のアジやカツオ、サンマの漁獲が不振となるなど厳しい集荷販売を余儀なくされました。このような状況の中、当社グループ会社それぞれが持つ機能を連携させて水産物の集荷販売に注力いたしました。その結果、水産物卸売事業における売上高は193,319百万円(前期比0.3%増)となり、当社の貸倒引当金の戻し等による経費の減少もあり営業利益は244百万円(同237.9%増)となりました。

＜冷蔵倉庫事業＞

冷蔵倉庫事業におきましては、物流センターの稼働率上昇により売上高は4,858百万円(前期比1.3%増)となり、営業利益は370百万円(同12.1%増)となりました。

＜不動産賃貸事業＞

不動産賃貸事業におきましては、各賃貸物件の稼働率が高水準で推移したことにより、売上高は449百万円(前期比18.6%増)となり、営業利益は401百万円(同26.9%増)となりました。

＜荷役事業＞

荷役事業におきましては、売上高は323百万円(前期比6.6%減)となりましたが、営業利益は45百万円(同8.6%増)となりました。

(事業部門別売上高明細)

事業区分	平成27年度(当期)		前期比
	金額	構成比	
	百万円	%	%
水産物卸売事業	193,319	97.2	100.3
冷蔵倉庫事業	4,858	2.4	101.3
不動産賃貸事業	449	0.2	118.6
荷役事業	323	0.2	93.4
合計	198,951	100.0	100.3

(2) 設備投資の状況

当期中における当社グループの設備投資の総額は6,450百万円で、冷蔵倉庫事業における豊洲冷蔵庫建設費用が主なものであります。

(3) 対処すべき課題

水産物卸売市場業界は、世界的な水産資源の減少と資源保全のための漁獲規制の強化に加え、気候変動による海水温の上昇など海洋環境の変化に伴い、漁場や漁期が大きく変化し水揚げが不安定になっています。これを補うため、近年養殖事業が活発化し、養殖水産物の生産量が天然水産物を上回る状況となっています。また、従来の健康志向に加え、食の簡便性、和食のグローバル化が進み、欧米を中心として国際的に水産物の需要が高まっており、これにより、輸入水産物の調達コストが上昇し、国産水産物も不安定な水揚げの影響を受けて単価の上昇が続いています。

さらに、国内では産地直送やネット販売の増加などにより水産物の市場経由率が低下し、いわゆる市場外流通がますます増加しており、市場内だけに止まらず市場外との販売競争が激しさを増しております。また、少子高齢化に加え近年は単身生活者の増加により消費構造が急速に変化。これに対応するため量販店、外食産業とも流通、加工、販売の各段階で改革、改善を急いでおり、当社グループを取り巻く経営環境は厳しさを増しております。

当社グループが事業拠点にしている築地市場は、平成28年11月２日をもって市場業務を終了し、７日に移転先の江東区豊洲市場が開場し、業務を開始します。移転には設備の新設、引っ越し作業等に多額の費用が見込まれるほか、閉鎖型、高床式、多層階になる新市場では物流費のコストアップが予想されており、システム化や効率化などを強化してまいります。当社グループの(株)ホウスイも豊洲市場において新たな冷蔵庫を建設の予定であり、当社グループは豊洲市場の開場に向けた準備に万全を期し、市場内同業各社との協力を強化してまいる所存であります。

このような状況の中、当社グループは主力の水産物卸売事業を中心にグループ各社が持つ冷蔵保管、リテールサポート、物流・在庫管理等の各機能を有機的に結び付け、当社グループの得意分野である生鮮水産物の集荷販売をさらに拡充させるとともに、卸売市場における公共的使命を担う企業として食の安全・安心の重要性を従来にも増して強く認識し、消費者が安心して食することのできる安全な商品の取り扱いに最大限の注力をしてまいる所存です。さらに、品質管理委員による一層の品質管理の向上、債権管理強化等による健全な財務体質の構築、商品の適正在庫量の管理強化、物流費等のコスト削減、顧客ニーズに対応した新商品開発、グループ内人員配置の適正化、グループ会社間の連携による拡販などに意を用いてまいります。

また、当社は豊洲市場に近接している中央区豊海地区において、効率的に水産物を配送できる機能を備えた「豊海流通配送センター（仮称）」の建設を計画し、平成30年５月完成を目指しており、これに向けて当社グループ横断のプロジェクトチームを編成し、運営体制の確立の準備を進めております。

冷蔵倉庫事業におきましては、平成26年１月に千葉県市川市に完成した物流センター及び同年２月に中国大連市に完成した冷蔵倉庫の確実な運営体制と集荷体制を構築し、また、グループ会社との連携による保管から末端までのトータル物流サービスを担って着実な事業の拡充を図ってまいります。

不動産賃貸事業におきましては、現有賃貸物件のサービス向上やメンテナンス強化等によって高稼働率を維持してまいります。荷役事業におきましては、豊洲市場での荷役事業の共同化に向けて設立された豊洲物流(株)との協業体制を進めるとともに、当社の荷役業務の効率化に向けて合理的な人員配置と経費の節減に取り組む所存であります。

当社グループは、関連事業も含めて水産物卸売市場業界の中核として取引先各位に信頼され、社会から必要とされる企業グループとして努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 直前３事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区　　分	平成24年度 第 66 期	平成25年度 第 67 期	平成26年度 第 68 期	平成27年度 第 69 期 (当　期)
売　上　高（百万円）	164,683	173,756	198,301	198,951
経　常　利　益（百万円）	1,484	950	1,119	1,290
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	124	714	536	948
１株当たり当期純利益(円)	3.04	17.41	13.08	23.64
総　資　産（百万円）	45,308	54,392	56,685	59,900
純　資　産（百万円）	21,139	21,703	23,009	23,381

（注）1. １株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 平成25年度第67期、平成26年度第68期の売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、１株当たりの当期純利益、総資産、純資産の金額は訂正後の金額であります。

② 当社の財産および損益の状況

区　　分	平成24年度 第 66 期	平成25年度 第 67 期	平成26年度 第 68 期	平成27年度 第 69 期 (当　期)
売　上　高（百万円）	98,766	103,318	113,348	111,913
経　常　利　益（百万円）	492	550	545	567
当　期　純　利　益（百万円）	△484	580	△18	573
１株当たり当期純利益(円)	△11.80	14.15	△0.44	14.29
総　資　産（百万円）	25,330	28,763	29,482	28,262
純　資　産（百万円）	13,080	13,654	14,479	14,308

（注）1. △は損失を示しております。
2. １株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 平成26年度第68期の当期純利益、１株当たり当期純利益、総資産、純資産の金額は訂正後の金額であります。

(5) 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
千葉中央魚類株式会社	100	100.0	水産物卸売事業
柏魚市場株式会社	80	100.0	水産物卸売事業
オーシャンステージ株式会社	9	90.0	水産物卸売事業
株式会社ホウスイ	2,485	55.2	冷蔵倉庫事業 水産物卸売事業
中央小揚株式会社	20	100.0	荷役事業

(注) 連結子会社は、上記重要な子会社５社のほか、(株)水産流通、中央フーズ(株)、(株)せんにちを含む８社であります。また、持分法適用関連会社は、船橋魚市(株)、東京北魚(株)の２社であります。

(6) 主要な事業内容 (平成28年３月31日現在)

事業区分	事業の内容
水産物卸売事業	東京都内および千葉県内の公設卸売市場ならびに市場外における水産物およびその加工製品の卸売業等
冷蔵倉庫事業	首都圏における冷蔵倉庫業
不動産賃貸事業	保有する不動産の一部の賃貸業
荷役事業	築地市場内における水産物等の荷役業

(7) 主要な営業所 (平成28年３月31日現在)

名称	営業所名 (所在地)
中央魚類株式会社	本社 (東京都中央区、築地市場)
千葉中央魚類株式会社	本社 (千葉県千葉市美浜区、千葉市場)
柏魚市場株式会社	本社 (千葉県柏市、柏市場)
オーシャンステージ株式会社	本社 (東京都中央区)
株式会社ホウスイ	本社 (東京都中央区) 仙台支店 (宮城県仙台市)、大阪支店 (大阪府吹田市)、福岡営業所 (福岡県福岡市)、築地冷蔵庫、豊海第一冷蔵庫、豊海第二冷蔵庫、豊海第三冷蔵庫 (以上 東京都中央区)、大井冷蔵庫 (東京都大田区)、船橋冷蔵庫 (千葉県船橋市)、市川物流センター、市川流通センター(以上 千葉県市川市)、厚木物流センター (神奈川県伊勢原市)
中央小揚株式会社	本社 (東京都中央区)

(8) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減(△)
	名	名
水産物卸売事業	418 (410)	6 (22)
冷蔵倉庫事業	140 (12)	△1 (△5)
不動産賃貸事業	―	―
荷役事業	79 (6)	△5 (2)
合計	637 (428)	0 (19)

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均就業人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
190	△6	43.8	18.9

（注）使用人数は就業人員であり、上記のほか臨時雇用者が31名おります。

(9) 主要な借入先（平成28年３月31日現在）

借入先	借入残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	4,737
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	4,176
株式会社三井住友銀行	3,521

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成28年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　62,400千株
② 発行済株式の総数　43,153千株
③ 株主数　7,712名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本水産株式会社	4,796	12.0
株式会社足利本店	2,935	7.3
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,989	5.0
株式会社みずほ銀行	1,988	5.0
株式会社極洋	1,006	2.5
伊藤裕康	812	2.0
東洋水産株式会社	810	2.0
三井住友信託銀行株式会社	643	1.6
株式会社ニチレイフレッシュ	597	1.5
ＣＢＮＹ　ＤＦＡ　ＩＮＴＬ　ＳＭＡＬＬ　ＣＡＰ　ＶＡＬＵＥ　ＰＯＲＴＦＯＬＩＯ	506	1.3

(注) 当社は自己株式 (3,197,511株) を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長（ＣＥＯ）	伊藤裕康	会長執行役員 一般社団法人 全国水産卸協会会長
代表取締役社長（ＣＯＯ）	大滝義彦	社長執行役員
代表取締役副社長	小川征英	副社長執行役員
常務取締役	伊藤晴彦	常務執行役員、関連事業部担当
取締役	鎌倉照敏	執行役員、管理部門統括 兼 計算部部長 兼 新市場準備室室長
取締役	伊妻正博	執行役員、経理部部長
取締役	松本孝志	執行役員、営業本部本部長 兼 鮮魚部部長
取締役	島脇義知	執行役員、特種部部長
取締役	大須賀幸夫	執行役員、冷凍部部長
取締役	細見典男	日本水産株式会社 代表取締役社長執行役員
常勤監査役	鈴木誠	
監査役	渡辺亨	弁護士
監査役	松行健一	株式会社極洋 取締役東京支社長
監査役	尾﨑健	

（注）1. 平成27年6月26日開催の第68期定時株主総会において、伊藤晴彦、鎌倉照敏の各氏は新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 平成27年6月26日開催の第68期定時株主総会において、鈴木　誠、松行健一、尾﨑　健の各氏は新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
3. 平成27年6月26日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって常勤監査役 伊達 毅氏は任期満了により常勤監査役を退任し、社外監査役 井上 誠氏は辞任のため社外監査役を退任いたしました。
4. 取締役 細見典男氏は社外取締役であります。
5. 監査役　渡辺　亨、監査役　松行健一、監査役　尾﨑　健の各氏は社外監査役であり、監査役　渡辺　亨氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	10名	139百万円
監査役	6名	16百万円
合計	16名	156百万円

（注）1. 上記には、平成27年６月26日開催の第68期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役２名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、執行役員報酬が含まれておりません。
3. 上記の支給額合計156百万円のうち、社外役員（社外取締役1名、社外監査役4名）に対する支給額は10百万円です。

③ 社外役員に関する事項

イ．兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）

・取締役 細見典男氏は、日本水産株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社は日本水産株式会社との間に営業上の取引があります。

・監査役 松行健一氏は、株式会社極洋の取締役東京支社長を兼務しております。なお、当社は株式会社極洋との間に営業上の取引があります。

ロ．主な活動状況

・取締役 細見典男氏は、当期中に開催された開催された取締役会には13回中10回出席し、主に水産業界の動向について経営上有益な発言を行っております。

・監査役 渡辺 亨氏は、当期中に開催された取締役会には13回中12回出席し、監査役会には13回中12回出席しております。なお、取締役会においては取締役の職務の執行状況を適宜確認するとともに、監査役会においては監査の実施状況および結果について意見交換を行い、必要な協議を行っております。

・監査役 松行健一氏は、監査役就任以降、当期中に開催された取締役会には10回中10回出席し、監査役会には10回中10回出席しております。なお、取締役会においては取締役の職務の執行状況を適宜確認するとともに、監査役会においては監査の実施状況および結果について意見交換を行い、必要な協議を行っております。

・監査役 尾﨑　健氏は、監査役就任以降、当期中に開催された取締役会には10回中10回出席し、監査役会には10回中10回出席しております。なお、取締役会においては取締役の職務の執行状況を適宜確認するとともに、監査役会においては監査の実施状況および結果について意見交換を行い、必要な協議を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

監査法人 和宏事務所

② 報酬等の額

	支　払　額
1）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
2）当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、公認会計士法第2条第1項以外の非監査業務として、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に関する認定申請に必要となる確認手続を監査法人に委託した対価が含まれております。

3. 当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意をしております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

① 決議の内容の概要

・ 当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第４項第６号、会社法施行規則第100条第１項第４号）

当社は取締役会および経営会議において、各部門担当取締役及び執行役員から職務の執行状況について随時報告を求め、コンプライアンス状況をモニタリングする。

当社は代表取締役社長に直属する部署として業務監査室を設置し、取締役、執行役員及び使用人の企業活動に係るコンプライアンス状況を把握するものとする。また、業務監査室は監査役会及び監査法人と必要な意見・情報交換を随時行うとともに、内部通報制度を構築し適正な運用を実施する。

当社は財務報告の適正性を確保するため、関連する社内規程等を整え、財務報告の適正性を確保する方策を策定してこれを継続的に管理・運用することにより、金融商品取引法と関連法令等に基づく内部統制システムを構築する。

コンプライアンス上の問題が発生した場合、社外有識者を加えたコンプライアンス委員会に諮って意見を伺い、あるいは弁護士等の専門家の助言を受けるなどして適切な対応と再発防止策を速やかに実施する。

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係しないことを企業倫理として掲げるとともに、反社会的勢力による被害を防止するため対応部署と責任者を定めて一元的管理を行い、所轄警察署等と緊密な連携のもと毅然とした態度で対処する。

・ 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第１項第１号）

取締役の職務の執行に係る情報は、関係法令や社内規程に則り適切に保存・管理するとともに、所管部門においては、容易に検索・閲覧ができる状態を整備するものとする。

・ 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第１項第２号）

当社では、各部門を担当する取締役及び執行役員により、各担当部門において内在しかつ想定されるリスクを分析し管理することを随時実施する。これを経営会議に諮り、全社的にリスク対応のできる体制を整備するとともに、緊急事態発生時については、経営会議主導による迅速な対応策を実行できる体制とする。また、リスクの未然防止のために、随時、社内教育にも力を注ぐこととする。

業務監査室は各部門の事業監査を通じてリスク管理体制の状況を経営会議に報告することとする。

・ 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第１項第３号）

取締役会は年度計画を策定し、代表取締役は目標達成に向けてこれを遂行する。その目標を適切に遂行できるよう、毎月１回開催する営業会議等において全社的浸透を図る。

職務遂行が適正かつ効率的になされるよう社内決裁基準に則って、社内各責任者に権限が委譲されるものとする。

経営会議では取締役及び執行役員の職務執行の進捗状況について随時報告がなされるものとし、その他経営上の諸問題等について迅速な対応がとれるよう原則として月２回開催する。

・ 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第４項第６号、会社法施行規則第100条第１項第５号）

イ．当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第１項第５号イ）

ロ．当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第１項第５号ロ）

ハ．当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第１項第５号ハ）

ニ．当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第１項第５号ニ）

グループ各社はコンプライアンス体制、リスク管理体制、効率的業務体制、文書保存体制等についてそれぞれ社内体制を確立するよう努力するとともに、これらの体制の実施状況は当社代表取締役へ随時報告がなされ、必要に応じ適切な指導と支援がなされるものとする。

グループ各社において不適切な取引その他コンプライアンス上重大な問題が発生するおそれが生じた場合や会社の財産に著しい損害を及ぼすおそれが生じた場合は、当社グループの役職員が当社代表取締役又は業務監査室に直接に通報できる体制を整える。

グループ全体の経営を統括し適切に管理するため、グループ各社幹部が出席するグループ会議又はグループ各社代表者が出席するグループ社長会を原則として毎月１回開催し、それぞれ職務執行状況の報告や重要な経営施策の検討を行う。

- 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第３項第１号）、当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項及び当該監査役設置会社の監査役の第１号の使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第３項第１号、第２号、第３号）

監査役の職務を補助すべき専任の使用人は置かないものの、監査役会の求めに応じて総務部、経理部の各スタッフがサポートする。

業務監査室は、監査役会との協議に基づき監査役会の要請する監査を実施しその結果を監査役会に報告できる体制とする。

監査役の職務を一定期間、常時補助することとなった使用人は、監査役会の指揮命令下で行動する。また、当該使用人の人事考課につき、監査役補助業務に従事した期間分については監査役会が意見を述べることができるようにする。

- 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第３項第４号）
  - イ．当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制（会社法施行規則第100条第３項第４号イ）
  - ロ．当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制（会社法施行規則第100条第３項第４号ロ）

当社グループの役職員は、当社の各監査役及び監査役会の求めに応じて職務の執行状況を遅滞なく報告し又は必要な資料等を提出しなければならないものとする。

当社グループの役職員は職務の執行に際し、法令・定款・社内規程に違反する事項その他コンプライアンス上重大な事項又は会社の財産に著しい損失を及ぼすおそれが発生した場合は、直ちに当社の各監査役又は監査役会に直接報告することができる体制を整備する。

当社業務監査室は定期的に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理との現状を当社の監査役又は監査役会に報告する。

当社グループの内部通報制度の担当部署は、定期的に当社グループの役職員からの内部通報の状況について当社の各監査役又は監査役会に報告する。

ハ．監査役へ前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第３項第５号）

当社は当社の監査役へ当該報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

ニ．当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第３項第６号）

当社は、監査役がその職務の執行について当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

・ その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第３項第７号）

監査役会からの監査基準・計画は取締役、執行役員全員に回覧し監査の実施に協力する体制をとる。

監査役会はその求めによって代表取締役との意見交換の場を持つことができる。

監査役会と業務監査室とは監査の意見・情報交換を随時行う。

監査役会と業務監査室と監査法人とは必要により連携して監査業務を遂行する。

監査役会の監査業務につき独自に弁護士等の専門家の助言を受ける機会を保障する。

社内重要会議議事録や稟議書その他監査役会が必要とする文書については監査役会に遅滞なく回覧される体制を整備する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第118条第2項）

当社及びグループ各社では、継続的に内部統制システムの整備に取り組んでおります。運用状況につきましては、運用上見出された問題点、改善及び再発防止策への取り組みを毎月、取締役会及び監査役会に報告、協議することにより適切な内部統制システムの整備、運用を実施しております。

また、グループ各社につきましては毎月1回行うグループ関係会議（グループ社長会及びグループ会議）において運用状況の報告がされることにより内部統制システムの運用状況の把握をしております。

本報告書に記載した金額および株式数は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	27,588	流動負債	25,260
現金及び預金	6,425	支払手形及び買掛金	9,382
受取手形及び売掛金	11,926	短期借入金	12,940
荷主前渡金	489	1年以内返済予定長期借入金	728
商品	8,097	未払法人税等	223
貯蔵品	11	賞与引当金	161
短期貸付金	60	役員賞与引当金	8
預け金	945	本社移転損失引当金	23
繰延税金資産	190	その他	1,791
その他	233	固定負債	11,258
貸倒引当金	△792	長期借入金	7,279
固定資産	32,312	繰延税金負債	1,200
有形固定資産	21,099	退職給付に係る負債	1,719
建物及び構築物	9,919	役員退職慰労引当金	41
機械装置及び運搬具	1,386	長期未払金	229
土地	4,173	その他	788
建設仮勘定	5,105		
その他	512	負債合計	36,519
無形固定資産	2,558	（純資産の部）	
のれん	148	株主資本	18,480
借地権・その他	2,410	資本金	2,995
投資その他の資産	8,654	資本剰余金	1,341
投資有価証券	7,467	利益剰余金	14,836
長期貸付金	313	自己株式	△693
差入保証金	338	その他の包括利益累計額	2,101
繰延税金資産	78	その他有価証券評価差額金	2,304
退職給付に係る資産	541	退職給付に係る調整累計額	△202
その他	430	非支配株主持分	2,799
貸倒引当金	△514	純資産合計	23,381
資産合計	59,900	負債及び純資産合計	59,900

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		198,951
売上原価		188,043
売上総利益		10,908
販売費及び一般管理費		9,859
営業利益		1,048
営業外収益		
受取利息及び配当金	220	
持分法による投資利益	46	
その他	136	404
営業外費用		
支払利息	145	
その他	16	162
経常利益		1,290
特別利益		
投資有価証券売却益	22	
受取賠償金	30	
受取保険金	13	
本社移転損失引当金戻入額	262	
補助金収入	139	468
特別損失		
投資有価証券評価損	12	
減損損失	180	192
税金等調整前当期純利益		1,567
法人税、住民税及び事業税	363	
法人税等調整額	10	374
当期純利益		1,192
非支配株主に帰属する当期純利益		243
親会社株主に帰属する当期純利益		948

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,995	1,341	14,418	△403	18,352
過年度修正による累積的影響額			△274		△274
遡及処理後当連結会計年度期首残高	2,295	1,341	14,144	△403	18,078
連結会計年度中変動額					
剰余金の配当			△246		△246
親会社株主に帰属する当期純利益			948		948
自己株式の取得				△290	△290
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)			△10	0	△10
連結会計年度中の変動額合計	－	－	692	△289	402
当連結会計年度末残高	2,995	1,341	14,836	△693	18,480

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	2,450	△151	2,299	2,882	23,533
過年度修正による累積的影響額				△250	△524
遡及処理後当連結会計年度期首残高	2,450	△151	2,299	2,632	23,009
連結会計年度中変動額					
剰余金の配当					△246
親会社株主に帰属する当期純利益					948
自己株式の取得					△290
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△146	△51	△197	167	△40
連結会計年度中の変動額合計	△146	△51	△197	167	372
当連結会計年度末残高	2,304	△202	2,101	2,799	23,381

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

［連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記］

1.　連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　８社

主要な連結子会社の名称　　㈱ホウスイ、千葉中央魚類㈱、柏魚市場㈱、中央小揚㈱、オーシャンステージ㈱、㈱水産流通

(2)非連結子会社の状況等

主要な非連結子会社の名称　　㈲マルナカサービス

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しております。

2.　持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した関連会社の数及び会社の状況

関連会社の数　　２社

主要な会社の名称　　船橋魚市㈱

(2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用しない主要な非連結子会社の名称　㈲マルナカサービス

持分法を適用しない主要な関連会社の名称　　北海道ペスカ㈱

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため除外しております。

3.　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

4.　会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①たな卸資産……　個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

②有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……　移動平均法による原価法

③デリバティブ……　時価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法（但し、平成11年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについて社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については会社所定の基準により計算した金額を計上しております。

②賞与引当金

当社及び一部連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

一部連結子会社は役員の賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④役員退職慰労引当金

一部連結子会社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規による期末退職慰労金の要支給額を計上しております。

⑤本社移転損失引当金

当社及び一部連結子会社は本社移転に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(5)重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップは特例処理の要件を充たしているので、特例処理を採用しております。また、為替予約取引については振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ・為替予約
ヘッジ対象……借入金の利息・外貨建債権、債務
③ヘッジ方針
為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために行っております。
④ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を充たしているので連結決算日における有効性の評価を省略しております。また、為替予約は、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判断を行っております。
(6)のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれん及び負ののれんは、10年で均等償却しております。ただし、平成22年４月１日以降に発生した負ののれんについては一括償却しております。
(7)消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

［誤謬の訂正に関する注記］

1. 誤謬の内容
当社の連結対象会社の元経理課長による不正行為ならびに不適切な会計処理により誤謬の訂正を行っております。これにより、当連結会計年度の期首の利益剰余金を減額させております。

2. 当連結会計年度の期首における純資産額に対する影響額
影響額については、「連結株主資本等変動計算書」の「過年度修正による累積的影響額」に記載しております。

（会計方針の変更）
（企業結合に関する会計基準等の適用）
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（4）、連結会計基準第44－５項（4）及び事業分離等会計基準第57－４項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。
これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

（表示方法の変更）
（連結損益計算書）
前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「本社移転損失引当金戻入額」と「補助金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の金額は、「本社移転損失引当金戻入額」０百万円、「補助金収入」３百万円であります。

［連結貸借対照表に関する注記］

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

建物及び構築物	2,728百万円
機械装置及び運搬具	61百万円
土地	2,190百万円

(2)担保に係る債務

長期借入金	4,577百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　15,196百万円

［連結株主資本等変動計算書に関する注記］

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　43,153千株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式(千株)	2,131	1,065	―	3,197

(変動の事由概要)

増加…自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得1,064千株及び単元未満株式の買取り1千株による増加分であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成27年6月26日定時株主総会	普通株式	246	6.0	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議する予定であります。

①配当金の総額　239百万円

②1株当たり配当額　6円

③基準日　平成28年3月31日

④効力発生日　平成28年6月30日

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

［金融商品に関する注記］

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び預け金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。非上場株式については定期的に財務諸表を取り寄せ、財務内容を把握しております。

支払手形及び買掛金は、ほとんど１年以内の支払期日であります。営業債務の一部に原料等の輸入に伴う外貨建て債務があり、為替の変動リスクに晒されておりますが、将来の為替相場による損失を回避するため、為替予約取引において、財務上発生している為替リスクをヘッジし、リスク管理を効率的に行うためデリバティブ取引を導入しています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1) 現金及び預金	6,425	6,425	－
(2) 受取手形及び売掛金	11,926	11,926	－
(3) 預け金	945	945	－
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	6,290	6,290	－
(5) 支払手形及び買掛金	(9,382)	(9,382)	－
(6) 短期借入金	(12,940)	(12,940)	－
(7) 長期借入金	(8,008)	(8,315)	(307)
(8) デリバティブ取引	－	－	－

（＊）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金並びに(3)預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式取引所の価格によっております。

(5)支払手形及び買掛金並びに(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算出する方法によっております。

(8)デリバティブ取引

金利スワップの特例処理及び為替予約の振当て処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金及び営業債務と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金及び営業債務の時価に含めて記載しております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額1,176百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

［賃貸等不動産に関する注記］

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部連結子会社では、東京都その他の地域において、主に賃貸用の建物等（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
1,576	3,019

（注１）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２）当期末の時価は、一定の評価額または市場価額を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

［１株当たり情報に関する注記］

1. １株当たり純資産額　515円13銭
2. １株当たり当期純利益　23円64銭

貸　借　対　照　表

（平成28年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	13,513	流動負債	11,168
現金及び預金	2,240	受託販売未払金	309
売掛金	5,798	買掛金	3,142
荷主前渡金	489	短期借入金	6,900
商品	5,007	1年以内返済予定長期借入金	312
短期貸付金	391	未払費用	224
その他	77	賞与引当金	60
貸倒引当金	△491	本社移転損失引当金	19
		その他	200
固定資産	14,748	固定負債	2,785
有形固定資産	2,265	長期借入金	818
建物	1,401	預り保証金	487
備品	12	繰延税金負債	921
リース資産	23	退職給付引当金	393
土地	783	長期未払金	150
その他	44	その他	13
無形固定資産	1,617	負債合計	13,954
借地権	1,397	（純資産の部）	
電話加入権	7	株主資本	12,232
ソフトウェア	2	資本金	2,995
ソフトウェア仮勘定	209	資本剰余金	1,342
投資その他の資産	10,865	資本準備金	1,337
投資有価証券	6,105	その他資本剰余金	5
関係会社株式	2,179	利益剰余金	8,591
長期貸付金	2,683	利益準備金	748
前払年金費用	406	その他利益剰余金	7,842
差入保証金	144	固定資産圧縮積立金	119
その他	274	別途積立金	6,850
貸倒引当金	△927	繰越利益剰余金	873
		自己株式	△697
		評価・換算差額等	2,075
		その他有価証券評価差額金	2,075
		純資産合計	14,308
資産合計	28,262	負債及び純資産合計	28,262

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		111,913
売上原価		107,355
売上総利益		4,558
販売費及び一般管理費		4,356
営業利益		201
営業外収益		
受取利息及び配当金	352	
その他	60	412
営業外費用		
支払利息	45	
その他	2	47
経常利益		567
特別利益		
本社移転損失戻入益	120	120
特別損失		
投資有価証券評価損	12	
減損損失	37	49
税引前当期純利益		637
法人税、住民税及び事業税	54	
法人税等調整額	9	64
当期純利益		573

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,995	1,337	5	748	116	6,850	975	△407	12,622
過年度修正による累積的影響額							△426		△426
遡及処理後当期首残高	2,995	1,337	5	748	116	6,850	548	△407	12,195
当期変動額									
剰余金の配当							△246		△246
当期純利益							573		573
自己株式の取得								△289	△289
固定資産圧縮積立金の積立					2		△2		－
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)									－
当期変動額合計	－	－	－	－	2	－	324	△289	37
当期末残高	2,995	1,337	5	748	119	6,850	873	△697	12,232

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	2,284	14,906
過年度修正による累積的影響額		△426
遡及処理後当期首残高	2,284	14,479
当期変動額		
剰余金の配当		△246
当期純利益		573
自己株式の取得		△289
固定資産圧縮積立金の積立		－
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	△208	△208
当期変動額合計	△208	△171
当期末残高	2,075	14,308

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

［重要な会計方針に係る事項に関する注記］

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)たな卸資産（商品）…… 個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2)有価証券

子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…… 期末決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…… 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、平成11年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しております。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについて社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については会社所定の基準により計算した金額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務費用は発生時から、数理計算上の差異は発生時の翌事業年度からそれぞれ10年の定額法により費用処理しております。

(4) 本社移転損失引当金

本社移転に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

［誤謬の訂正に関する注記］

1. 誤謬の内容

当社の連結対象会社の元経理課長による不正行為ならびに不適切な会計処理により誤謬の訂正を行っております。これにより、当事業年度の期首の利益剰余金を減額させております。

2. 当事業年度の期首における純資産額に対する影響額

影響額については、「株主資本等変動計算書」の「過年度修正よる累積的影響額」に記載しております。

［会計方針の変更に関する注記］

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（4）、及び事業分離等会計基準第57－４項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

［貸借対照表に関する注記］

1.	有形固定資産の減価償却累計額	2,505百万円
2.	関係会社に対する　短期金銭債権	722百万円
3.	関係会社に対する　長期金銭債権	2,417百万円
4.	関係会社に対する　短期金銭債務	1,671百万円
5.	有形固定資産の圧縮記帳額	15百万円
6.	保証債務（銀行借入に対する保証）	
	㈱ホウスイ	48百万円
	㈱せんにち	300百万円

［損益計算書に関する注記］

関係会社との取引高

売上高	9,093百万円
仕入高	1,655百万円
販売費及び一般管理費	552百万円
営業取引以外の取引高	180百万円

［株主資本等変動計算書に関する注記］

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式(千株)	2,131	1,065	－	3,197

(変動の事由概要)

増加…自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得1,064千株及び単元未満株式の買取り1千株による増加分であります。

［税効果会計に関する注記］

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
貸倒引当金	435百万円
退職給付引当金	120百万円
長期未払金	46百万円
賞与引当金	18百万円
投資有価証券評価損	352百万円
本社移転損失引当金	5百万円
繰越欠損金	117百万円
その他	34百万円
繰延税金資産小計	1,132百万円
評価性引当額	△1,132百万円
繰延税金資産合計	－百万円
（繰延税金負債）	
固定資産圧縮積立金	△52百万円
前払年金費用	△124百万円
その他有価証券評価差額金	△744百万円
繰延税金負債合計	△921百万円
繰延税金負債の純額	△921百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の32.34%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.62%にそれぞれ変更されます。

この税率変更により、繰延税金負債の金額が51百万円減少し、法人税等調整額が9百万円、その他有価証券評価差額金が41百万円、固定資産圧縮積立金が2百万円、それぞれ増加しております。

［関連当事者との取引に関する注記］

子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	柏魚市場㈱	80	水産物卸売事業	所有直接100.0	兼任2名	商品の販売・仕入等	資金の借入	1,500	短期借入金	1,500
							利息の支払	12	未払利息	1
	㈱ホウスイ	2,485	水産物卸売事業冷蔵倉庫事業	所有直接55.2	兼任2名	商品の販売・仕入等	資金の回収	159	長期貸付金	1,881
									短期貸付金	159
							利息の受取	21	未収利息	2
	㈱せんにち	90	水産練製品の製造・加工・販売	所有間接100.0	兼任−名	商品の仕入等	資金の回収	178	長期貸付金	536
									短期貸付金	178
							利息の受取	8	未収利息	0
							債務保証	300	−	−
	中央フーズ㈱	10	水産物卸売事業	所有直接40.0間接60.0	兼任−名	商品の販売・仕入等	商品の販売	7,340	売掛金	310

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 商品の販売については、当社と資本関係を有しない他の取引先と同じ取引条件、価格は同じ決定方法によっております。

(2) 借入金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(3) 貸付金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(4) 債務保証については、銀行からの借入金に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

(5) ㈱せんにちへの貸付金に対し、412百万円の貸倒引当金を計上しております。

［１株当たり情報に関する注記］

1. １株当たり純資産額　358円11銭

2. １株当たり当期純利益　14円29銭

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

中央魚類株式会社
取締役会　御　中

監査法人　和宏事務所

代表社員 業務執行社員　公認会計士　塩　崎　省　三　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　入　沢　頼　二　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　南　　幸　治　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、中央魚類株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央魚類株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

中央魚類株式会社
取締役会御　中

監査法人　和宏事務所

代表社員 業務執行社員　公認会計士　塩　崎　省　三　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　入　沢　頼　二　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　南　　幸　治　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、中央魚類株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第６９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監 査 の 結 果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月27日

中央魚類株式会社　監 査 役 会

監査役(常勤)　鈴　木　　誠　㊞

監査役(社外)　渡　辺　　亨　㊞

監査役(社外)　松　行　健　一　㊞

監査役(社外)　尾　﨑　　健　㊞

以　上

メ　　モ